

京都市西野山市営住宅耐震改修その他工事
ただし，建築工事

発注仕様書

平成25年5月

京都市都市計画局

第1章 総則		
第1節 基本事項	1
第1 目的		
第2 適用		
第3 本工事		
第4 耐震改修計画案及び基本設計図書の位置づけ		
第5 別途工事		
第6 工程		
第7 危険負担		
第8 契約の保証		
第9 技術提案書に記載した事項が達成できなかった場合の措置		
第10 工事保険		
第11 その他		
第2節 支払条件	4
第1 請負代金の支払い条件		
第2 実施設計図書及び請負代金内訳書		
第2章 設計業務・施工業務		
第1節 共通事項	6
第1 一般事項		
第2 提出書類		
第3 電子納品		
第2節 設計業務	10
第1 業務条件等		
第2 業務範囲及び内容		
第3 成果物		
第3節 施工業務	15
第1 業務条件等		
第2 検査・引渡し		
別表第1 (全体工程表 (案))	20
別表第2 (リスク分担表)	21
別表第3 (関係法令一覧)	22
別表第4 (適用基準図書 (建築))	24
別表第5 (適用基準図書 (設備))	25
別表第6 (契約締結後提出書類)	26
別表第7 (設計業務内容)	27
別表第8 (工事区分表)	28
別表第9 (設計業務提出書類)	30
別表第10 (設計業務引渡し成果物 (建築))	31
別表第11 (設計業務引渡し成果物 (設備))	33
別表第12 (施工業務提出書類)	34
別紙第1 (工事概要説明図)		
別紙第2 (仮設計画図 (参考図))		
別紙第3 (耐震改修計画案)		
別紙第4 (エレベーター棟増築その他工事基本設計図書)		
別紙第5 (建築工事特記仕様書)		
別紙第6 (電気設備工事特記仕様書)		
別紙第7 (機械設備工事特記仕様書)		
別紙第8 (地質柱状図) (参考図)		
別表第9 (既存給水管図) (参考図)		
別表第10 (既存排水管図) (参考図)		

第1章 総則

第1節 基本事項

第1 目的

京都市（以下、「本市」という。）の市営住宅は、昭和40年代から50年代前半に集中的に建設され、昭和56年6月以前の旧耐震基準に基づき建築された団地が多く、平成23年2月に策定された「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、各団地の改修計画を定め、耐震改修、バリアフリー改修等を計画的に行っている。

「京都市西野山市営住宅耐震改修その他工事 ただし、建築工事」（以下「本工事」という。）は、この総合活用計画に基づき、西野山市営住宅の耐震性向上、バリアフリー性の向上を目的とする。

第2 適用

本発注仕様書（以下、「本書」という。）は本工事に適用する。

第3 本工事

1 工事名称

京都市西野山市営住宅耐震改修その他工事 ただし、建築工事

2 敷地概要

(1) 工事場所

京都市山科区勸修寺堂田13番地ほか

(2) 敷地の地域・地区

用途地域：第一種中高層住居専用地域

防火地域：準防火地域

景観保全：山ろく型建造物修景地区（伏見・山科地区）

高度地区：15m第1種高度地区

屋外広告物：一般第2種地域

建ぺい率：60%

容積率：200%

3 計画概要

（別紙第1 工事概要説明図 参照）

(1) 耐震改修工事の概要

ア 対象建築物

棟番号	竣工年月	構造及び階数	延べ面積	コンクリート強度	I _s 値
1棟	昭和44年	RC造地上5階	約2,050㎡	20.0N/mm ²	0.35
2棟	昭和44年	RC造地上5階	約2,300㎡	18.3N/mm ²	0.35
3棟	昭和44年	RC造地上5階	約2,050㎡	17.9N/mm ²	0.35
4棟	昭和44年	RC造地上5階	約2,300㎡	19.1N/mm ²	0.35
5棟	昭和44年	RC造地上5階	約1,800㎡	20.4N/mm ²	0.34
6棟	昭和44年	RC造地上5階	約2,200㎡	14.7N/mm ²	0.33
7棟	昭和44年	RC造地上5階	約2,000㎡	17.5N/mm ²	0.33
8棟	昭和44年	RC造地上5階	約2,000㎡	17.6N/mm ²	0.29
9棟	昭和44年	RC造地上5階	約2,000㎡	22.5N/mm ²	0.33
10棟	昭和44年	RC造地上5階	約2,000㎡	18.5N/mm ²	0.31
11棟	昭和44年	RC造地上5階	約2,000㎡	17.3N/mm ²	0.33
12棟	昭和44年	RC造地上5階	約2,000㎡	15.0N/mm ²	0.30

イ 建築工事の概要

居住者が建物を使用しながら工事（以下「居ながら施工」という。）を行うこと

が可能な耐震改修工事を行う。

- ウ 電気設備の概要
耐震改修工事の支障となる既設配管配線の切回し
- エ 機械設備の概要
耐震改修工事の支障となる既設配管（雨水排水管を除く）の切回し

(2) エレベーター棟増築その他工事
(4, 6, 7, 8, 11, 12棟)

- ア エレベーター棟の概要
 - (ア) 構造 鉄骨ラーメン構造
 - (イ) 階数 5階
 - (ウ) 建築面積 約10㎡
 - (エ) 延床面積 約43㎡
 - (オ) 耐火種別 耐火建築物
- イ 付属建築物の概要（7, 8棟のみ）
自転車置場（撤去・新設）
- ウ 屋外付帯の概要
スロープ、舗装、雨水排水（既設配管の切回しを含む。）、落下防止庇、消防活動空地ほか
- エ 電気設備の概要
既設配管配線の切回し、電灯、火災報知器、昇降機設備、その他必要な電気設備一式
- オ 機械設備の概要
既設配管の切回し（雨水排水管を除く。）、給水、排水、ガス、その他必要な設備一式
- カ 団地内通路改修の概要
団地内通路改修（7棟のみ）、電柱の移設

4 対象業務

本工事の対象業務は、次の業務とする。

- (1) 設計業務
 - ア 事前調査業務
 - イ 耐震改修工事实施設計業務（耐震改修計画作成業務を含む。）
 - ウ エレベーター棟増築その他工事实施設計業務
- ※ 設計については建築工事、電気設備工事及び機械設備工事を一括して行い、本工事に含む。
- (2) 施工業務
 - ア 耐震改修工事
 - イ エレベーター棟増築その他工事
- ※ 施工については建築工事のみ本工事に含む。電気設備工事及び機械設備工事については、設計業務で作成した実施設計図書を本市が引渡しを受け、別途に発注する。

5 契約期間

契約の日から20箇月以内

第4 耐震改修計画案及び基本設計図書の位置づけ

- (1) 添付した耐震改修計画案（別紙第2）は、耐震改修工法の一例を参考として示したものである。実施設計及び施工については、提案の工法に基づき実施する。
- (2) 発注仕様書に基づいて行う実施設計業務に際しては、添付したエレベーター棟増築そ

の他工事基本設計図書（別紙第4）に基づきつつ、設計の趣旨を十分考慮し反映させること。

第5 別途工事

本業務により設計した別途発注の工事を本工事と並行して実施するため、工事期間中、別途工事業者と工事間調整を行うこと。また、別途工事を円滑に進めるため、本市から請負者に対し、情報、資料の提供等の協力依頼があるときは、合理的な範囲でこれに協力するものとする。

別途工事名等	内 容
京都市西野山市営住宅耐震改修その他工事ただし、電気設備工事	・耐震改修工事の電気設備工事 ・エレベーター棟増築その他工事の電気設備工事
京都市西野山市営住宅耐震改修その他工事ただし、機械設備工事	・耐震改修工事の機械設備工事 ・エレベーター棟増築その他工事の機械設備工事

第6 工程

本工事及び別途工事の全体工程表（案）を別表第1に示す。

第7 危険負担

本工事における請負代金の増減等の負担は、リスク分担表（別表第2）による。

第8 契約の保証

契約保証の額は、原則として下記のとおりとする。

保証の額は、請負代金額の10分の1以上とする。ただし、有価証券等の提供又は金融機関の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

第9 技術提案書に記載した事項が達成できなかった場合の措置

請負者が提案内容を履行しようとしないうち、又は提案内容と異なる内容を履行しようとするときは、本市は期限を定めて提案内容の履行を求める。しかしながら、本市の指定する期限までに履行しないとき、又は本市の文書による承諾を得ずに提案内容と異なる内容を履行したときには、違約金を算出し請求する。なお、提案内容のうち、本市から請負者に対し採用しない旨の通知を行った個別の提案内容については、この限りではない。

また、違約金の請求の有無にかかわらず、提案内容を履行しない又は提案内容と異なる内容を履行した場合には、工事成績評価において減点を行うとともに、内容によっては別途損害賠償請求を行うことがある。更に、提案内容を履行する意思が請負者に認められない等、特に悪質であると認められるときは、工事請負契約を解除する等の措置をとることがある。

第10 その他

1 監督職員

本市は、工事請負契約書に基づき、次の監督職員を置く。

- (1) 設計監督職員 都市計画局公共建築部整備支援課の職員
- (2) 施工監督職員 都市計画局公共建築部工務監理課の職員

2 検査職員

発注仕様書における検査職員とは、既済部分検査、中間検査、完成検査を行う職員で、都市計画局都市企画部都市総務課職員をいう。

第2節 支払条件

第1 請負代金の支払条件

請負代金は下記の条件で支払うが、契約年度に契約会計年度及び翌会計年度の出来高予定額に対する前払金を支払う。

1 前払金

支払年度	前払金支払限度額
平成25年度	平成25年度工事出来高予定額の40%以内及び平成26年度出来高予定額の28.88%以内
平成26年度	0
平成27年度	平成27年度工事出来高予定額の40%以内

※3億円を限度とし、かつその年度の支払限度額を超えることはできない。

2 部分払

中間前金払及び部分払いについては、次のいずれか一方を選択するものとする。

(1) 中間前払金の場合

支払年度	中間前払金支払限度額
平成25年度	平成25年度工事出来高予定額の20%以内
平成26年度	平成26年度工事出来高予定額の20%以内
平成27年度	平成27年度工事出来高予定額の20%以内

※中間前払金の支払いは、請負者からの請求により、本市が「京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要綱」に掲げる要件のすべてに該当したことを確認したうえで行うものとする。ただし、中間前払金の支払限度額は1億5千万円とする。

なお、年度末に限り、各会計年度における支払限度額の範囲で、当該年度末における出来高に応じて部分払を請求することができる。

(2) 部分払の場合

平成25年度1回以内、平成26年度3回以内、平成27年度1回以内とする。

なお、工事出来高は本節第2の2(1)、(3)で規定する「合意した請負代金内訳書」に基づいて査定を行う。

また、設備設計図書（電気設備工事、機械設備工事）については、平成26年3月14日までに引渡しを受けることから、当該業務の請負代金の部分払いを当該会計年度内に行う。

3 完成払

本工事完成後に支払う。

4 各年度の支払限度額及び工事出来高予定額

各年度の支払限度額及び工事出来高予定額は、概ね下記の比率による。

支払年度	支払限度額	工事出来高予定額
平成25年度	請負代金の20.94%	請負代金の0.42%
平成26年度	請負代金の43.42%	請負代金の71.05%
平成27年度	請負代金の35.64%	請負代金の28.53%

※前払金、部分払金の当該年度の累計は、その年度の支払限度額を超えることはできない。

第2 実施設計図書及び請負代金内訳書

1 実施設計図書及び請負代金内訳書の提出と合意

- (1) 請負者は、契約締結後速やかに、設計業務及び施工業務の内訳を記した請負代金内訳書を作成し、設計監督職員に提出すること。
- (2) 請負者は、電気設備工事、機械設備工事の実実施設計業務が完了するまでに、本市と協議の上、設計業務の内訳に係る合意を得た請負代金内訳書を完成させ、設計監督職員に提出すること。
なお、提出する請負代金内訳書については、契約金額との相違のない総額となる内訳書とすること。
- (3) 請負者は、建築工事の実実施設計業務完了後直ちに、自ら作成した実施設計図書（建築工事）に基づく請負代金内訳書を再度作成し、本市と協議の上、数量及び単価（建築工事）に係る合意を得た請負代金内訳書を完成させ、設計監督職員に提出すること。
なお、建築工事の実実施設計業務完了後に作成する請負代金内訳書については、契約金額との相違のない総額となる内訳書とすること。
- (4) 請負者は、自ら作成した建築工事に係る実施設計図書について本市の確認を受けること。

2 実施設計図書及び請負代金内訳書の扱い

- (1) 本市は、電気設備工事、機械設備工事の実実施設計業務が完了するまでに合意した請負代金内訳書を、設計業務における部分払の算定に用いる。
- (2) 本市は、確認を受けた建築工事の実実施設計図書を、その後の施工業務における工事目的物を施工するうえでの設計図書として取り扱う。
- (3) 本市は、建築工事の実実施設計業務完了後に合意した請負代金内訳書を、施工業務における部分払及び請負代金額の変更が発生した場合の請負代金の変更金額の算定に用いる。
ただし、仕様、数量など前提数量が大きく変わる場合は、この限りではない。
なお、合意した請負代金内訳書に記載の無い項目については、本市が定める基準に基づく方法により、算出した数量を用いることとし、本市が定める基準に基づく方法により算出した金額に、請負者と契約した金額を本市入札時予定価格にて除した割合（いわゆる落札率）を乗じた金額を用いることとする。
- (4) 上記にある「本市が定める基準」とは、「京都市都市計画局建築工事積算要綱」とし、それによりがたい場合は、別表第4にある「エ 建築積算に関するもの」を基本とする。

第2章 設計業務・施工業務

第1節 共通事項

第1 一般事項

1 関係法令等の遵守

本工事にあたっては、工事請負契約書、京都市契約事務規則、建設業法、建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、下水道法、労働安全衛生法、その他関係法令等を遵守すること。（詳細は、関係法令一覧（別表第3）を参照すること。）

2 適用基準

本書に記載のない事項については、適用基準図書（別表第4，5）の基準による。適用基準図書は、最新のものを適用すること。

3 基本条件

(1) 耐震改修工事については、以下の条件を満たすこと。

ア 耐震性能（鉄筋コンクリート造建築物）

$$I_S \text{ 値} \geq 0.6 \quad \text{かつ} \quad C_{TU} \cdot S_D \geq 0.3$$

イ 耐震改修工法

(ア) コンクリート強度 13.5 N/mm^2 以上で施工可能な公益法人である第三者機関から技術評価を受けた工法（以下「認定工法」という。）によるものとする。

(イ) 居ながら施工を前提とした内部からの施工を要しない「外付工法」に限定する。ただし、住戸以外の部分の柱のせん断破壊を防ぎ靱性を高めることを主目的とした部分的な補強工事やスリット工事など軽微な工事で、住戸内に影響がない工事は、採用可能とする。

なお、「外付工法」とは、「2001年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針同解説・3章（財団法人日本建築防災協会）」に記載された、①バットレス工法、②立体フレーム工法、③外付けフレーム工法とする。

(2) 内部空間の快適性の維持

従前の利用に支障のない改修計画を行う。バルコニー前面に耐震補強材を設置する場合は、視界、安全確保及び防犯上、支障がない工法とする。

(3) 景観への配慮

京都市景観計画に定められた「建造物修景地区における良好な景観の形成のための行為の制限」に適合すること。

(4) 居ながら施工への配慮

ア 工事範囲は必要最低限とし、工事中における居住者の安全確保のため、仮囲いにより完全に区画する。また、各住棟の仮囲いの出入口部分にガードマンを配置し、安全確保を図る。なお、配置位置については日ごとに車両の出入りする住棟を考慮し、調整するものとする。

イ 本工事の履行にあたっては、居住環境や近隣環境に配慮し、騒音や振動が少ない工法を採用する。

ウ 現場での工事期間を最小限に抑え、居住者の支障とならないよう努める。

(5) 本書等に関する質疑への回答に示す仕様、性能及び水準を満たすこと。

(6) 請負者は、本工事を履行するに際しては、可能な限り本市に本店を有する事業者から、資材及び労務の調達に努めるものとする。

(7) 安全・防犯対策

外付工法において耐震補強部材上への昇降等が可能である場合は、転落や防犯上の対策を講じる。

4 技術提案内容の反映

- (1) 請負者は、入札において行った技術提案について、その内容を本工事に反映させなければならない。
- (2) 技術提案内容の反映による請負代金の変更は行わない。

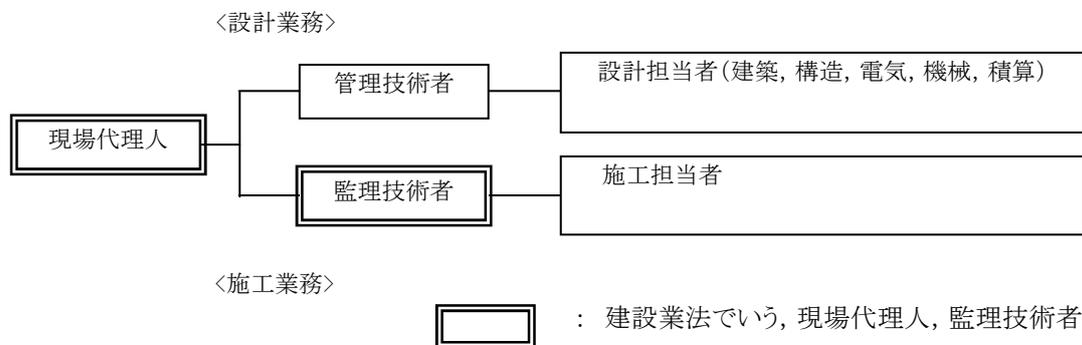
5 優先順位

本書、本工事に係る総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準（以下「本書等」いう。）に関する質疑への回答等の優先順位は次の通りとする。

- (1) 本書等に関する質疑回答書
- (2) 技術提案書
- (3) 本書
- (4) 入札公告

6 現場代理人

- (1) 請負者は、契約締結後速やかに、設計業務及び施工業務共通の現場代理人を選定し、専任すること。
- (2) 請負者は、選定した現場代理人の氏名、住所及び経歴等を書面により本市行財政局財政部契約課（以下、「契約課」という。）に提出すること。
- (3) 現場代理人は、本書の趣旨及び内容を総括的に本事業に反映できる誠実かつ責任感のある者を選定すること。
- (4) 現場代理人と監理技術者の兼任を認める。
- (5) 現場代理人の変更は、やむを得ない場合を除き、認めない。
- (6) 本市がその者を現場代理人として著しく不相当であると認めた場合は、請負者は速やかに適切な措置を講じること。
- (7) 設計業務・施工業務の実施体制を下図に示す。設計及び施工の各人員については第2章第2節第1及び第3節第1による。



7 関係官公署等への届出手続等

- (1) 本工事に必要な関係官公署その他関係機関への協議、報告、各種許認可、申請業務及び届出手続等（申請に伴う説明会を含む）は請負者が行う。
- (2) 関係官公署等への届出手続等に当たっては、届出内容等について、あらかじめ監督職員に報告し承諾を受けること。
- (3) 関係官公署等への届出手続等に係る必要な一切の費用は、請負者の負担とする。
- (4) 請負者は、関係官公署等と協議等を行った場合は、速やかに協議記録を作成し、監督職員に提出すること。
- (5) 建築基準法及び建築士法に規定する設計者は請負者が配置すること。（計画通知書に建築士法第20条の規定に基づく表示を行うこと。）
- (6) 工事にかかる計画通知書の審査及び建築物等の完了検査については、請負者の負担により責任をもって適法とさせること。

8 打合せ及び記録

- (1) 請負者は、設計業務・施工業務を適正かつ円滑に実施するため、監督職員と密接に連絡をとり、十分に打合せを行うこと。
- (2) 請負者は、監督職員から進捗状況等の報告を求められた場合は、速やかにこれに応じること。
- (3) 請負者は、監督職員と打合せを行った場合は、その都度、打合せ記録を作成し、監督職員の確認を受けること。

9 予定工程表等

- (1) 請負者は、契約締結後、設計業務着手から施工業務完成までの予定工程表を設計監督職員に提出し、承諾を受けること。
- (2) 請負者は、設計業務及び施工業務の各業務に先立ち予定工程表を作成し、設計業務に係る予定工程表は、設計監督職員に、施工業務に係る予定工程表は施工監督職員に提出し、それぞれの承諾を受けること。
- (3) 請負者は、提出した予定工程表を変更する必要がある場合は、監督職員に承諾を得るとともに、業務に支障がないよう適切な措置を講じること。

10 別途工事等に係る注意事項

- (1) 請負者は、本市が発注する業務上密接に係る別途工事（電気設備工事、機械設備工事）について、その工事が円滑に施工できるよう協力すること。
- (2) 請負者は、本市が工事監理業務を別途発注した場合、その工事監理者の業務が円滑に実施できるよう協力すること。
- (3) 本市は、別途工事の内容及び図面等を必要に応じて通知又は支給する。
- (4) 別途工事（電気設備工事、機械設備工事）に影響する建築工事の設計変更は原則として認めない。ただし、施工監督職員と協議を行い、やむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

11 特許権等の使用

特許権等の使用に係る一切の責任は請負者とする。

第2 提出書類

- (1) 請負者は、本市が指定した様式により、関係書類を遅滞なく提出すること。
- (2) 本市で様式を指定していないものは、請負者において様式を定め、監督職員の確認を受けること。
- (3) 契約締結後に提出が必要な書類は、別表第6による。
- (4) 設計業務において提出が必要な書類は、別表第9、別表第10及び別表第11による。
- (5) 施工業務において提出が必要な書類は、別表第12による。
- (6) 監督職員の指示した書類は、各工種ごと（建築、電気及び機械）に分類して提出すること。提出部数は、監督職員の指示による。

第3 電子納品

- (1) 本工事は電子納品の対象工事とする。設計業務の電子納品対象書類は、別表第10及び別表第11による。施工業務については別表第12による。
- (2) 電子納品は、「京都市都市計画局電子納品（建築設計業務）要領(案)」及び「京都市都市計画局電子納品（建築工事）要領(案)」に基づいて行うものとする。（要領については、都市計画局都市企画部都市総務課のホームページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000007350.html> を参照すること。）
- (3) 図面等をCADにより作成する際は、建築CAD図面作成要領(案)（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の最新版により作成するものとし、レイヤの構成は、この作成要領(案)のレベル2を満足すること。

- (4) 電子納品の成果物は、電子媒体(CD-R)で正、副各1部提出する。
- (5) 電子納品の成果物の提出の際には、電子成果物作成支援・検査システム(国土交通省大臣官房官庁営繕部)により、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行いウイルスが存在していないことを確認したうえで提出するものとする。
- その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、監督職員と請負者で協議のうえ、決定する。なお電子納品の成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当するときは、当該著作物に係る著作権は、当該成果物の引渡し時に本市に無償で譲渡するものとする。

第2節 設計業務

第1 業務条件等

1 基本条件

- (1) 請負者は、契約締結後、速やかに設計業務に着手すること。
- (2) 請負者は、設計監督職員と打合せ、協議を行い、本書の内容等について十分把握し、成果物に反映させること。また、設計方針等については、設計監督職員の指示又は承諾を受けること。
- (3) 請負者は、施工方法、材料、製品等について、その品質、工期及び安全性等の検討を十分に行うこと。また、その施工方法等が特殊なものである場合は、あらかじめ設計監督職員と協議し、承諾を受けること。
- (4) 請負者は、設計業務内容に疑義が生じた場合は速やかに設計監督職員と協議を行い、その結果を設計図書に反映すること。
- (5) 請負者は、業務遂行上必要となる関係者及び関係官公署等と十分協議を行い、成果物に反映させること。
- (6) 建築、電気、機械の各工事の設計担当者は、相互に打合せを密に行い、設計内容を調整し、成果物に反映させること。
- (7) 請負者は、居住者、議会及び関係機関に対して本市が行う説明会に協力し、説明資料等を請負者の負担により準備すること。
- (8) 請負者は、設計監督職員に設計業務の進捗状況を、原則として毎週報告する。

2 管理技術者及び設計担当者等

請負者は、設計業務にあたり、管理技術者及び設計担当者を選定すること。また、選定する管理技術者及び設計担当者は、その氏名、住所及び経歴等を書面により設計監督職員に提出し、承諾を受けること。

また、建築基準法、建築士法その他の法令等に基づき、配置を求められる資格者を必要とする場合は、同様に設計監督職員に書面提出し承諾を受けること。

なお、業務履行中において、その者が管理技術者及び設計担当者として著しく不相当と本市が認めた場合、請負者は速やかに適切な措置を講じること。

(1) 管理技術者

受注者は、業務遂行に当たって、実務経験が豊富であり、誠実かつ責任感のある管理技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて設計監督職員に提出し、承諾を得るものとする。

管理技術者は、本業務において、建築・電気・機械の設計趣旨及び内容を総括的に反映できる者とし、一級建築士資格取得後5年以上の実務経験を有する者で次のア～イのいずれかに該当する講習会の受講修了者であること。また、管理技術者は、設計監督職員の承諾を得て(2)アの建築設計担当者及びイの構造設計担当者を兼ねることができる。

ア 一般社団法人文教施設協会主催のいずれかの講習会

(ア) 平成13年12月の「既存鉄筋コンクリート造・鉄骨造（屋内運動場等）学校建物の耐震診断・耐震補強設計講習会」

(イ) 「既存鉄筋コンクリート造（2001年改訂）・鉄骨造（屋内運動場等）学校建物の耐震診断・耐震補強設計講習会」

(ウ) 「既存鉄筋コンクリート造（2001年改訂版）学校建物の耐震診断・耐震補強設計講習会」

イ 一般財団法人日本建築防災協会主催のいずれかの講習会

(ア) 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針（2001年改訂版）講習会」

(イ) 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針

- (2009年改訂版)講習会」
(ウ) 「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針
(2011年改訂版)講習会」

なお、業務履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不相当と設計監督員が認めた場合は、受注者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

(2) 設計担当者

受注者は、次の各号に掲げる設計担当者を選定しなければならない。

なお、業務履行期間中において、設計担当者が業務を担当するに当たり、著しく不相当であると設計監督員が認めた場合は、受注者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

ア 建築設計担当者 (次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する者)

- (ア) 1級建築士資格取得後2年以上の建築設計実務経験を有する者
- (イ) 2級建築士資格取得後7年以上の建築設計実務経験を有する者
- (ウ) 大学(専門課程)卒業後7年以上の建築設計実務経験を有する者
- (エ) 上記(ア)～(ウ)のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

注1 実務経験の年数には、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。

一般事務等とは、建築設計との関連が少なく建築設計に関する知識及び技能の必要性が少ない業務、建築設計に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等を指す。

イ 構造設計担当者

一級建築士資格取得後2年以上の建築設計実務経験を有する者で、次の(ア)～(イ)のいずれかに該当する講習会の受講修了者

- (ア) 一般社団法人文教施設協会主催のいずれかの講習会
 - a 平成13年12月の「既存鉄筋コンクリート造・鉄骨造(屋内運動場等)学校建物の耐震診断・耐震補強設計講習会」
 - b 「既存鉄筋コンクリート造(2001年改訂)・鉄骨造(屋内運動場等)学校建物の耐震診断・耐震補強設計講習会」
 - c 「既存鉄筋コンクリート造(2001年改訂版)学校建物の耐震診断・耐震補強設計講習会」
- (イ) 一般財団法人日本建築防災協会主催のいずれかの講習会
 - a 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針(2001年改訂版)講習会」
 - b 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針(2009年改訂版)講習会」
 - c 「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針(2011年改訂版)講習会」

ウ 電気設計担当者 (次の(ア)～(オ)のいずれかに該当する者)

- (ア) 設備設計一級建築士で電気設備設計の実務経験を有する者
- (イ) 建築設備士で電気設備設計の実務経験を有する者
- (ウ) 大学(電気に関する専門課程)卒業後5年以上の電気設備設計の実務経験を有する者
- (エ) 高等学校(電気に関する専門課程)卒業後8年以上の電気設備設計の実務経験を有する者
- (オ) 10年以上の電気設備設計の実務経験を有する者

注1 上記(ウ)～(オ)に記す実務経験年数の2分の1を上限として、「電気設備設計の実務経験」を「電気設備工事施工の実務経験」に読み替えることができる。

注2 実務経験の年数は、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。

一般実務等とは、建築設備との関連が少なく建築設備に関する知識及び技能の必要性が少ない業務（単なる写図、設計補助等）、建築設備に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務を指す。

エ 機械設計担当者（次の(ア)～(キ)のいずれかに該当する者）

(ア) 設備設計一級建築士で機械設備設計の実務経験を有する者

(イ) 建築設備士で機械設備設計の実務経験を有する者

(ウ) 1級管工事施工管理技士資格取得後3年以上の機械設備設計の実務経験を有する者

(エ) 空調衛生工学会の設備士資格取得後3年以上の機械設備設計の実務経験を有する者

(オ) 大学（機械に関する専門課程）卒業後5年以上の機械設備設計の実務経験を有する者

(カ) 高等学校（機械に関する専門課程）卒業後8年以上の機械設備設計の実務経験を有する者

(キ) 10年以上の機械設備設計の実務経験を有する者

注1 上記(オ)～(キ)に記す実務経験年数の2分の1を上限として、「機械設備設計の実務経験」を「機械設備工事施工の実務経験」に読み替えることができる。

注2 「機械に関する」とは、「機械」、「建築」など建築設備（機械設備）と関連のある名を冠する学科をいう。

注3 実務経験の年数は、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。

一般事務等とは、建築設備との関連が少なく建築設備に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務を指す。

オ 積算担当者

積算担当者は、公益社団法人 日本建築積算協会が付与する建築積算資格者とする。

3 協力事務所

請負者は、設計業務にあたり、協力事務所に依頼することができる。ただし、その場合は、協力事務所名・所在地、依頼する業務内容及び依頼先担当者名を設計監督職員に書面により事前に報告し、承諾を受けること。また、協力事務所が再委託を行う場合においても同様とする。

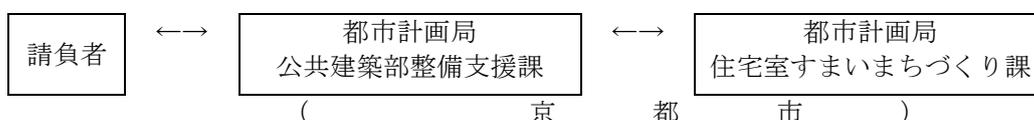
4 特記仕様書

(1) 別紙第5～7の各工事の特記仕様書は実施設計図の一部として使用する。適用項目が未確定の部分は設計監督職員との協議により確定すること。

ただし、本市において特記仕様書の改定等があった場合については、設計段階にて該当する特記仕様書に反映させるものとする。

(2) 特記仕様書中の工事請負契約書に関する内容は、本工事の契約書の内容に読み替えるものとする。

5 業務連絡網



6 貸与品等

- (1) 本市が請負者に貸与する品は次のとおりとする。

品名	数量	引渡場所	引渡時期	返却時期
現況図面	1	整備支援課	設計着手時	設計完了時
耐震診断報告書	1	整備支援課	設計着手時	設計完了時
各種基準図	1	整備支援課	設計着手時	設計完了時
設計業務委託要領	1	整備支援課	設計着手時	設計完了時
地質調査報告書	1	整備支援課	設計着手時	設計完了時

- (2) 請負者は、貸与品を善良な管理者の注意を持って取り扱うこと。万一、紛失又は損傷した場合は、請負者の責任と費用負担により、代品を納め若しくは原状に復し返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償すること。
- (3) 本市は鉄筋コンクリート工事標準図及び鉄骨工事標準図を請負者に支給する。

7 その他

- (1) 地質柱状図（別紙第8）（参考図）は、既存エレベーター棟増築部分の地質調査で作成したものである。
- (2) 既存給水管図（別紙第9）（参考図）は、基本設計図書作成時点での既存給水管理設の概要を示したものである。
- (3) 既存排水管図（別紙第10）（参考図）は、建設当時に作成され、既存排水管理設の概要を示したものである。

第2 業務範囲及び内容

1 業務範囲

- (1) 事前調査及び確認業務

- ア 請負者は、業務に必要な現地調査（敷地の現況測量、耐震改修計画作成に当たっての現況詳細調査等）を行うこと。
- イ 調査内容等については、あらかじめ設計監督職員に報告すること。
- ウ 現地調査に係る一切の費用は、請負者の負担とする。
- エ 現地調査を行い、その結果等について設計監督職員に報告し、設計図書に反映すること。

- (2) 本工事の設計業務

設計業務については、下記のア、イに記載する内容を対象とするが、実施設計図書の作成は、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事に分けて作成する。なお、工事区分については別表第8による。

- ア 耐震改修工事実施設計業務（耐震改修計画作成業務を含む。）

居ながら施工を行うに当たっては、施工に伴う居住者への影響が少なく、また、後の維持管理が容易な工法の提案を行うとともに、耐震改修計画を作成し、本市の確認を得て実施設計図書を作成する。

- (ア) 建築

耐震改修工法については、既存建物躯体のコンクリート強度が低い棟があることや居ながら施工を行うことから、認定工法を採用し実施設計を行う。

- (イ) 電気設備

提案された認定工法により行う工事に支障となる既設配線配管の切回し等の実施設計を行う。設計図面により、建築工事の施工方法、施工順序等が判別できるものとするとし、採用された認定工法により必要となる切り回し等に際しては、仮設を検討し、実施設計に含める。

- (ウ) 機械設備

提案された認定工法により行う工事に支障となる既設配管（雨水排水管を除く。）

の切回し等の実施設計を行う。設計図面により、建築工事の施工方法、施工順序等が判別できるものとする。採用された認定工法により必要となる切り回し等に際しては、仮設を検討し、実施設計に含める。

イ エレベーター棟増築その他工実施設計業務（建築・電気設備・機械設備）

- (7) 請負者は、基本設計図書に係る関係法令等の点検を行うこと。
- (8) 請負者は、基本設計図書に示す工事の実実施設計を行うこと。

2 業務内容

- (1) 別表第7による。
- (2) 請負者は、設計の進捗に関して、一週間程度ごとに、本市と打合せを行う。

第3 成果物

1 成果物

別表第10及び別表第11による。

2 確認

- (1) 請負者は、本工事のうち各工事（建築工事、電気設備工事、機械設備工事）の設計業務完了後、速やかに第2章第1節第2（4）に定めた書類を提出し、設計監督職員の確認を受けること。

なお、請負者は、電気設備工事及び機械設備工事の設計業務の完了までに、同設備工事との納まり等の調整が必要な建築工事の設計図作成を完了させるとともに、建築基準法に基づく計画通知（昇降機を除く。）の申請については、電気設備工事及び機械設備工事に係る設計業務成果物（別表第11）を本市に引渡すまでに行うこと。

- (2) 確認を行う場所及び日時は、請負者から設計業務完了届が提出された後、設計監督職員が請負者に通知する。

確認は設計業務完了届を受理してから14日以内に実施する。

- (3) 請負者は、設計監督職員の確認において修補を指示された場合、直ちに修補して再度、設計業務完了通知書を提出し、設計監督職員による確認を受けなければならない。

3 部分引渡し

- (1) 電気設備工事及び機械設備工事の設計業務完了後に提出する書類について、請負者は、設計監督職員による確認後、速やかに既済部分検査請求書を設計監督職員に提出し、検査職員による既済部分検査を受けること。

- (2) 請負者は、前号の検査に合格し、平成26年3月14日までに成果物を本市に引渡すものとする。

- (3) 成果物の図面は原則として第2原図としてはならない。

なお、やむを得ず使用する場合は、青焼き後の判読が容易で、設計変更による加筆・修正が行えるものとする。

- (4) 引渡しの成果物を機械で読み取ることができる媒体によって提出を指定された場合の著作権は、本市に無償で譲渡する。

- (5) 請負者は、成果物の写しを業務完了後15年間保存すること。ただし、本市が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りではない。

- (6) 設備図面引渡し後の建築設計において、設備図面の変更を伴うような設計は認めない。

4 提出

- (1) 請負者は、設計監督職員による確認後、建築工事に係る成果物を速やかに設計監督職員に提出すること

- (2) 請負者は、成果物の写しを業務完了後15年間保存すること。ただし、本市が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りではない。

第3節 施工業務

請負者は、設計業務完了届を提出後、着工届を提出し、本工事の施工を行う。

ただし、やむを得ない理由等で本市が認めた場合には、設計業務の完了前であっても、実施設計図書について、本市の確認を受けた箇所については、設計監督職員と協議のうえ、施工業務着手願いを提出して、本工事の施工に着手することができる。

第1 業務条件等

1 基本条件

- (1) 請負者は、施工監督職員と十分打合せのうえ工事を進めること。
- (2) 請負者は、施工方法、材料、製品等について、その品質、工期及び安全性等の検討を十分に行うこと。また、その工法等が特殊である場合は、あらかじめ施工監督職員と協議し、承諾を受けること。
- (3) 請負者は、施工業務内容に疑義が生じた場合は速やかに施工監督職員と協議しなければならない。
- (4) 本工事、別途工事（電気設備工事、機械設備工事）の各工種間で、相互の工事内容について十分打合せ及び調整を行い、施工業務に反映させること。
- (5) 請負者は、関係者及び関係官公署等と十分協議を行い、施工業務に反映すること。
- (6) 請負者は、無理のない工程を計画すること。
- (7) 本市と協力し、自治会及び近隣住民に対しての工事説明を行うこと。
- (8) 施工業務に当たっては、本市と共に自治会に十分説明を行い、居住者の生活を重視した工事工程を策定する。
- (9) 断水、停電、通信設備等を停止する必要がある場合は、居住者の生活の支障とならないよう施工時間帯を配慮する。
- (10) ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物等の化学物質を含む材料は、使用しない。塗料等については、水性のものを使用するなど、周辺環境に配慮する。

2 工事着工日

- (1) 本工事の現場着手日については、建築工事設計業務の確認日以降に本市と請負者が協議を行い、定める。
- (2) 請負者が提出する「着工届」には上記の現場着手日を記載すること。

3 施工条件

(1) 作業日時等

ア 請負者は、労働時間短縮の推進を図るため、現場作業は、原則として本市の休日（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日等（以下「休日」という。））は行わないこととし、平日に行うよう努めなければならない。

なお、作業内容、作業工程の都合等により作業時間の延長又は休日作業が生じる場合は施工監督職員と協議すること。

イ 作業時間帯は、原則として、午前8時30分から午後6時とする。

ウ 施工監督職員の立会日及び確認検査日は、平日とする。

エ 上記で作業を認めている期間及び日時においても、施工監督職員は指示により、日時等を制約することがある。その場合には請負者はこれに従わなければならない。

(2) 建設機械

請負者は、公害の防止に努め、工事に当たっては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年建設省告示第1536号）に基づき指定された建設機械を使用すること。

4 監理技術者及び施工担当者

請負者は、施工業務の遂行にあたり、監理技術者及び本業務専任の施工担当者を選定すること。

なお、業務履行中において、その者が監理技術者及び施工担当者として著しく不相当と本市が認めた場合は、請負者は速やかに適切な措置を講じること。

(1) 監理技術者

ア 請負者は、選定した建設業法第26条第2項に定める監理技術者の氏名、住所及び経歴等を書面により契約課に提出すること。

イ 監理技術者の変更は、原則として認めない。

ウ 監理技術者の工事実績情報サービスへの登録は工事着工日から起算してもよいものとする。

エ 監理技術者は施工監督職員の承諾を得て、次の(2)の施工担当者を兼ねることができる。

(2) 施工担当者

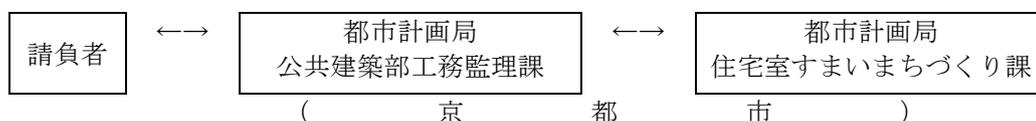
施工計画に基づく工区ごとに1級建築施工管理技士の資格を有する施工担当者を配置すること。

5 施工体制

(1) 請負者は、建設業法第24条の7第1項の規定により、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、写しを施工監督職員に提出すること。また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

(2) 本市は、本工事を施工するために使用している下請負者等で工事の施工または管理において不相当と認められる場合、必要な措置をとるよう求めることができる。この場合、請負者は速やかに適切な措置を講じること。

6 業務連絡網



7 施工状況の確認

(1) 施工監督職員が要請した場合、請負者は工事施工の事前説明及び事後報告を行うこと。

(2) 施工監督職員は必要に応じて、工事現場において施工の確認を行うものとする。請負者はこれに協力すること。

8 工程会議

請負者は、各種工事施工業者と工程等について検討、協議するため、原則として毎週1回、施工監督職員立会いのもと工程会議を行うこと。

9 工事報告書

請負者は、工事の進ちょく表、作業員の出面、工事箇所図及び工事状況写真などを記載した工事報告書を毎月15日及び月末ごとに提出する。

確認検査、又は監督職員の指示による手直し工事は、手直し前、中、後の判断ができる写真を報告書に添えて提出すること。

10 作業範囲

(1) 作業範囲等については施工監督職員の承諾を受けること。(仮設計画図(参考図)(別紙第2)を参照すること。)

- (2) 資材置場は、作業範囲に確保することとし、資材等は引渡しが完了するまでの間、請負者の責において管理すること。
- (3) 作業範囲外での工事車両及び関係車両の駐車場所等を必要とする場合は、請負者の負担で別途駐車場を確保すること。

1 1 工事保険等

- (1) 請負者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を対象とする建設工事保険及び請負者賠償責任保険等に参加し、その証書の写しを本市に提出する。
なお、団体保険等に付している場合については、上記の証書の写しに加えて、当該保険に加入している団体等へ請負者が加入していることを証明する書類を提出すること。
- (2) 建設工事保険の保険金額は、本工事の請負代金もしくは本工事の請負代金のうち本市が施工業務に係る費用であると認めた金額を保障できるものとする。
- (3) 保険期間は工事着工日から工事目的物引渡しの日までとする。
- (4) 工事保険等に必要な一切の費用は請負者の負担とする。

1 2 安全管理・災害の防止

- (1) 請負者は、関係法令に従うとともに、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。
- (2) 請負者は、居住者及び近隣住民等の安全を損なうことのないよう、十分な安全管理及び対策を行うこと。
- (3) 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その内容を施工監督職員に報告すること。
- (4) 請負者は、地震、火災、暴風、豪雨その他不時の災害の際、必要な人員を出勤させることが可能な体制を整えておくこと。
- (5) 請負者は、適切な仮囲い、照明その他危険防止設備を設置すること。
- (6) 請負者は、労働者への安全教育を徹底すること。
- (7) 工事用車両の出入口には警備員を配置すること。また、主要資材等の搬出入時については適宜警備員を増員し、工事の安全を図ること。
- (8) 関係法令等によるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱及び建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全に努めるものとする。また、工事に伴い発生する廃棄物は選別等を行い、リサイクル等再資源化に努めるものとする。
- (9) 施工中の安全確保に関しては、建築工事安全施工技術指針を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めるものとする。
- (10) 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努めるものとする。
- (11) 工事の施工に当たっては、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して支障をきたさない施工方法を定めるものとする。
- (12) 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止処置を講じるものとする。
- (13) 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造所が作成した化学物質安全データシート（MSDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努めるものとする。
- (14) 資材・工法等の選定に当たっては、できる限りグリーン調達を推進を図るものとする。
- (15) 建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努めるものとする。
- (16) 工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分協議のうえ、交通安全管理を行う。

- (17) 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を本市に報告する。
- (18) 請負者は、作業範囲、工事用進入路等を常に整理整頓し、工事中に生じた不用物は速やかに場外搬出し、適正に処理すること。また、作業範囲及びその周辺の清掃、散水等を行う。
- (19) 施工業務に当たっては、道路、樹木、既設建物、車両その他の器物に損傷、汚損を生じさせないように努めること。万一、損傷、汚損等が生じた場合には、請負者の負担で速やかに原状復旧すること。

1 3 監督職員事務所

請負者は、仮設計画図（参考図）（別紙第2）に記載する場所を参考に監督職員事務所を設置すること。（10 m²程度）

1 4 工事用電力・用水

- (1) 着工から引渡しまでの工事用及び試運転に必要な電力、ガス、水道等の料金は請負者の負担とする。
- (2) 別途工事において工事用電力・用水が必要な場合は、相互間で十分協議し、協力して工事を円滑に進めること。
- (3) 電気供給事業者、関係機関等から節電要請が行われたときは、対応が可能な仮設計画とすること。

1 5 居住者への工事影響対策

- (1) 居住者への騒音、振動及び粉塵等については十分配慮すること。
- (2) 本市が開催する工事説明会に同席し、居住者との連絡調整等を十分に行うこと。
- (3) 居住者から工事に関する説明の要求及び苦情等があった場合は、その概要を施工監督職員に報告し、対応について相談のうえ、施工監督職員の指示に従うこと。
- (4) 請負者は、安全管理、災害の防止及び周辺環境の保全等に十分配慮すること。特に、騒音が発生する工事、極端に工事車両が増加する工事、また、臭気が発生する工事などを行うときは、入居者に事前に周知するよう努めること。

1 6 支障物、支障配管について

工事中に発生する想定外の障害物等の撤去及び処理に要する費用は、施工監督職員との協議によるものとする。

1 7 建設発生土の処理

建設発生土を処分する場合は、下記の指定地に処分すること。

ア 宇治田原町

処分場：宇治田原町山砂利採取跡地

連絡先：宇治田原町役場 建設・計画課 0774-88-6637

イ 城陽市

処分場：城陽山砂利採取地

連絡先：（財）城陽山砂利採取地整備公社 0774 - 55 - 9506

1 8 建設業退職金共済制度

請負者は、本工事に関わる現場雇用労働者（下請負者が雇用する労働者を含む。）の退職金制度について把握に努めること。なお、建設業退職金共済制度対象労働者を雇用する場合については、以下の（1）～（4）に注意して適切に運用し、（5）～（7）の書類を施工監督職員に提出すること。

- (1) 請負者は、建設業退職金共済組合に加入し、本工事に必要な共済証紙の確保を行うこと。

- (2) 請負者は、対象労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。また、下請契約を締結する際には、下請負者に対して本制度の周知徹底を図ること。なお、下請負者の規模が小さく管理事務の処理の面で万全でない場合は、請負者がその事務を代行すること。
- (3) 現場の状況に応じて、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」という標識（シール）を、工事事務所及び工事現場の出入口等の現場労働者の見やすい場所に掲示すること。
- (4) その他、「建設業退職金共済制度の手引き」を参照すること。（建設業退職金共済事業本部HP（<http://www.kentaikyو.tais yokukin.go.jp>）
- (5) 請負者は、本工事で共済証紙を購入した場合、掛金収納書を工事請負契約締結後、速やかに（共済証紙を追加購入したときは随時工事完成まで）施工監督職員に提出すること。なお、建設業退職金共済制度の対象となる労働者を雇用しない場合は、「不提出理由書」を提出すること。
- (6) 完成検査までに、証紙を貼付したことが確認できる資料を提出すること。
- (7) 本市が必要と認めた場合は、本制度の執行状況等の関係資料を提出すること。

第2 検査・引渡し

1 既済部分検査及び中間検査

- (1) 部分払の請求があった場合、検査職員が既済部分検査を実施する。
- (2) 工事の中間段階において、施工状況を確認するために、検査職員による中間検査を行う場合がある。

2 完成検査

- (1) 請負者は、本工事の施工業務を完成し、各公的検査に合格した後、速やかに完成通知書を提出し、施工監督職員による工事の完成の確認後、検査職員による完成検査を受けること。
- (2) 完成検査を行う場所及び日時は、請負者からの完成通知書による通知がなされた後、検査職員が決定する。完成検査は、完成通知を受けてから14日以内に実施する。なお、検査に必要な機材、計測費用は本工事に含む。
- (3) 請負者は、検査に合格しなかった場合、検査職員から修補等手直し工事指示書を受理した後、直ちに修補を行い、施工監督職員の確認後、修補等手直し工事完了届を提出し、検査職員による検査を受けなければならない。この場合、検査実施日等は、上記（2）の規定による。
- (4) 検査職員の検査に合格して完成とする。
- (5) 契約工期末までに完成しなければならない。

3 引渡し

- (1) 請負者は、完成検査に合格したときは、本市の指示に従い直ちに工事目的物を引渡さなければならない。
- (2) 請負者は、引渡しまでに敷地内の資機材及び仮設物等をすべて搬出すること。